

# 事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第86号  
2011年5月20日

<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川税務会計事務所  
株布川計算センター  
編集責任者 高橋毅志

## 東日本大震災により被害を受けられた方へ

第4課 石川 吉夫

このたびの東日本大震災に被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

大震災により、住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告で①損害金額に基づき計算をした金額を所得から控除する方法(雑損控除)と、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税の軽減又は免除を受けることができます。なお、大震災により被害を受けた方については、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

	①所得税法(雑損控除)	②災害減免法	
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (棚卸資産、事業の固定資産、山林、生活に必要でない資産は除かれます)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の時価価額の2分の1以上であることが必要です。	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	控除額は次のイとロのうち多い方の金額  イ 差引損失額－所得金額の10分1  ロ 差引損失額のうち災害支出額－5万円  注1) 差引損失額＝損害金額＋災害関連支出の金額 －保険金等により補てんされる金額 注2) 「災害関連支出」とは災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用です	その年の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	所得税額全額免除
		500万超 750万以下	所得税額の2分の1
参考事項	○その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後5年間に繰越して、各年の所得から控除できます。  ○災害等に関連して支出した金額の領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示することが必要です。	750万超 1,000万以下	所得税額の4分の1
		○原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万以下の人に限りです。  ○減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。  ○「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。	

\* 雑損控除の計算において、住宅や家財、車両について個々に計算をすることが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」により計算することが出来ます。詳しい内容は監査担当者にお問い合わせください。

注) 平成23年分の確定申告で雑損控除や災害減免を利用するための手続として

- ・市町村から交付される「罹災証明書」
  - ・被害を受けた資産を取り壊した費用や修繕した費用の請求書、領収書
  - ・被害を受けたことにより受け取る保険金の金額がわかる書類
  - ・資産の被害状況がわかるように写真に撮っておくなど
- 以上の資料が必要になりますので申告時まで大切に保存しておいてください。

## 扶養控除(異動)申告書が未提出の場合 不利益を受けることがありますのでご注意ください!!

第3課 高橋 毅志

年末から年明けにかけて年末調整が行われます。必要書類の中に「給与所得者の扶養控除(異動)申告書」がありますが、それが無い場合は乙欄適用者として給与収入の3%を源泉徴収されることになり、不利益が生じます。間違いを避けるためにも必ず受給者(給与の支払いを受ける者)本人に記入、押印して提出してもらうようにしてください。

税務調査の時に、「給与所得者の扶養控除(異動)申告書」が無いとの理由で、通常の年末調整を否認され、乙欄適用者としての扱いを受けることがありますので注意してください。

## 次期経営計画の策定を実施しました

第2課 岡田 勝



(写真左から:代表取締役 斉藤秀夫さん、奥様、岡田)

今回ご参加頂きましたのは、つくば市天久保で不動産業を営んでおられる株式会社秀和不動産の斉藤秀夫社長と奥様です。同社は主に不動産の仲介と管理を行っており、みどりの駅前にも支店を構えて営業地域の拡大をされています。内容は、前期決算の分析から当期の目標値を設定し、課題の検討や目標達成のための行動計画について話し合いました。

### 【社長さんからのコメント】

世間には、浮き沈みということがあります。決して、世間のせいにするわけではないのですが、沈みという現象が当社にも少なからず起きております。自分の至らなさを嘆きつつも努力しておりますが、思うようには行きません。

そんな中、先日、布川税務会計事務所の岡田さんが来られました。いつも家内に任せっきりですが、何か経営内容の向上に、ヒントは無いものかと家内と一緒に相談を受けました。そうしたら、ありました、ありました。節税対策、収入が少ないなりの経費の使い方、給与の分配等、とても良い話を聞くことが出来ました。お蔭様で当社もまだまだ元気にやっていると自信を得ることが出来ました。かならずや今後は利益を出してみせます。岡田さんに感謝!

### 【担当者コメント】

これからも毎年経営目標の策定、検証などを通して、少しでも会社経営のお手伝いできればと思います。

### 職員紹介 ②6



氏名:木村 威夫 入所年月日:昭和53年4月 所属課:第2課

今年で55歳になりました。入所してから30年、仕事を通じ関与先の皆様に多くのことを教えていただきました。日頃は関与先の皆様の経営判断の資料として正確な財務データの提供、そして適切なアドバイスができるようにと思っています。税務・会計以外にも、建設業許可申請、経営審査等も行っていきます。今後も関与先の皆様の様々なご要望に対応できますよう努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

[上司の一言]

本人の紹介にもあった通り、入所30年を超す実務経験を持っております。人柄は至って温厚です。今後も豊富な経験を活かして、皆様のお役に立てる様頑張りたいと思っています。

(第2課課長 宮本 実)

### 編集後記

確定申告の繁忙期を避け、かわらばんの発行時期をずらさせていただきました。今回は、震災で資産が被害に遭われた方々が税務上の特典を利用するために留意していただきたいポイントを掲載しました。わかりやすい文章を心がけておりますが、ご不明な点等がございましたらお気軽にお問い合わせください。(高橋 毅志)